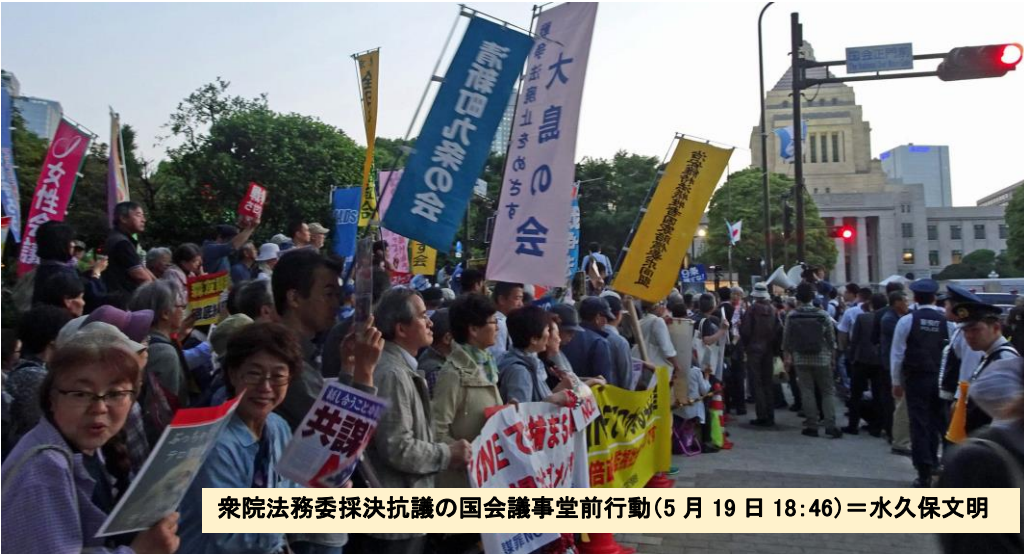


事務局たより

第12号 2017年5月24日 chyda-kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局 101-0061 千代田区三崎町2-19-8 杉山ビル2F
千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263



衆院法務委採決抗議の国会議事堂前行動(5月19日18:46)＝水久保文明



衆議院本会議開会直前、「共謀罪」法案可決反対のこぶしを振り上げた国会議員会館前行動(5月23日12:02)＝福島清

「ここまで墮落し、暴走政権に追従しようとは！」 政権与党は数を凶器に変え、衆議院を蹂躪しました。怒りで震えが止まりません。自公と維新は5月23日の衆議院本会議で、反対する声を押し潰し、共謀罪法案を強行可決しました。生煮えの審議を打ち切って採決を強行した5.19法務委員会につぐ暴挙です。

審議はまるで尽されていません。尽すどころか入口にも入っていません。政権を握る安倍晋三は、口では丁寧な説明をといいながら、議場では質問をはぐらかし、すりかえ、相手を小ばかにして憚りません。多くの国民の疑念、不安、反論に何も答えていないのです。半面、ここまで墮落と理不尽と居直りがあらわになりながら、なお安倍政権を支持する有権者が多々いるという現実をみれば、絶対にくじけるわけにはいきません。

参議院では根性を見せてもらいましょう。良識の府と称され続けた根性を、いまこそ存分に見せてもらいましょう。沖縄では米軍基地建設に体を張って「絶対に諦めない」と頑張る人たちがいます。勇ましいことは言えません。しかしやるべきこと、出来得ることはまだまだあります。熱い夏になりますが、存分に頑張りましょう。酷暑の綱走で冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸の抵抗精神に思いを寄せ、「いま、これからだ！」です。

(福島 清)

“共謀罪”
断固廃案！
参院は根性を！

< 横浜事件 >

弾圧の怖さ伝える一枚

事件追う元ディレクター

「共謀罪」考えるきっかけに

< 毎日新聞 2017年5月2日 東京夕刊 >



細川嘉六（後列中央）らが旅館「紋左」で撮った記念写真を手に「横浜事件を知ってほしい」と話す金沢敏子さん＝富山県朝日町で2017年4月24日、鶴見泰寿撮影

戦時下最大の言論弾圧とされる「横浜事件」。その発端となった富山県朝日町の旅館で撮影された一枚の写真を手に、地元民放の元ディレクターが事件を語り継いでいる。「共謀罪」の成立要件を改めた「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が国会で審議される中、「権力による弾圧がいかに恐ろしいか。事件を知らない人に伝えるため全国で講演したい」と訴える。【鶴見泰寿】

元北日本放送ディレクターの金沢敏子さん（65）。横浜事件の中心人物で朝日町出身のジャーナリスト、細川嘉六（1888～1962年）研究会の代表者を務める。

金沢さんは、旅館の隣町、入善町在住だが2005年の再審開始決定まで、横浜事件発端の地だと知らなかつ



た。取材を始め、2007年にドキュメンタリーを制作する中で出会った一枚の写真から冤罪（えんざい）の恐ろしさを学んだ。

1942年7月、細川が出版編集

者や研究者ら7人とともに旅館「紋左（もんざ）」で開いた慰労会で撮影された記念写真。特高警察はこれを「共産党再建準備会」の会合の証拠とした。金沢さんによると、船遊びなど旅行の様子が複数枚撮られていたが、警察はこの一枚を問題にした。「浴衣姿の写真を見て、危険を企てる秘密会議に見えますか」と金沢さん。料理旅館として営業を続ける紋左には今も事件を知ろうと訪れる人がおり、依頼を受ければ、写真を見せながら事件を語る。

治安維持法は25年の成立後、改正で取り締まりの対象が広がり、思想や言論弾圧の手段となった。拷問が使われ、歯止めがきかなくなった歴史がある。

国会で審議中の「テロ等準備罪」について金沢さんは「お墨付きを一度与えてしまえば、治安維持法のように取り締まりの範囲が拡大される恐れがある」と強く反対する。フェイスブックやツイッターなどSNSが普及した今の社会を踏まえ、「写真の後ろに写った人物が共犯者と考えられるかもしれないし、何気なくつぶやいた中傷が拡大解釈されるかもしれない。冤罪によって日常生活がどう変わってしまうかを考えるきっかけとして横浜事件を語りたい。写真一枚を持ってどこへでも行きます」と語気を強めた。

問い合わせは金沢さん（0765・72・1565）。

■ ことば 【横浜事件】

ジャーナリスト、細川嘉六が、1942年に雑誌「改造」で発表した論文が共産主義の宣伝とされ、神奈川県警特高課などが出版社社員ら約60人を治安維持法違反容疑で逮捕した。4人が獄死し、重体で仮出所した1人も直後に死亡した。横浜地裁は45年8～9月、約30人に有罪判決を出した。元被告と遺族らが再審請求を繰り返し、再審が認められた第3、4次請求では有罪か無罪かを判断せずに裁判を打ち切る免訴が確定。しかし、横浜地裁は2010年2月、元被告5人の遺族に事実上の無罪判決となる刑事補償決定を出した。決定で地裁は「拷問による自白は信用できない」とし、（治安維持法の廃止など）免訴の理由がなければ無罪だったと判断した。

安倍首相に「共謀罪は恣意的」と書簡送付

国連プライバシー権に関する特別報告者 ジョセ・ケナタッチ氏が、5月18日、共謀罪（テロ等準備罪）に関する法案はプライバシーや表現の自由を制約するおそれがあると懸念を示す書簡を安倍首相宛てに送付しました。

書簡では、法案の「計画」や「準備行為」の文言が抽象的であり恣意的な適用のおそれがあること、対象となる犯罪が幅広く、テロリズムや組織犯罪と無関係のものを含んでいることを指摘し、いかなる行為が処罰の対象となるかが不明確であり刑罰法規の明確性の原則に照らして問題があるとしています。

さらに、プライバシーを守るための仕組みが欠けているとして、次の5つの懸念事項を挙げています。

1 創設される共謀罪を立証するためには監視を強めることが必要となるが、プライバシーを守るための適切な仕組みを設けることは想定されていない。

2 監視活動に対する令状主義の強化も予定されていないようである。

3 ナショナル・セキュリティのために行われる監視活動を事前に許可するための独立した機関を設置することが想定されていない。

4 法執行機関や諜報機関の活動がプライバシーを不当に制約しないことの監督について懸念がある。例えば、警察がGPS捜査や電子機器の使用のモニタリングをするために裁判所の許可を求める際の司法の監督の質について懸念がある。

5 特に日本では、裁判所が令状発付請求を認める件数が圧倒的に多いとのことであり、新しい法案が、警察が情報収集のために令状を得る機会を広げることにより、プライバシーに与える影響を懸念する。

*

藤田早苗さん（英国エセックス大学人権センターフェロー）のメールから。

共謀罪法案—私の見方

奈良本英佑
法政大学名誉教授・毎日新聞 0B

先月お昼過ぎ、国会前の歩道を歩いていると、若い制服警官に呼び止められました。

「どこへ行きますか？」「憲政記念館へ」
「何しに行きますか？」「何しにって、ひとに会いに」
「何のためですか？」「言う必要があるのですか」
「誰に会うのですか？」「言う必要ないでしょう」

警官は、次の信号までついてきて、同じ質問。私は「ノーコメント」と繰り返しました。

私がナップザックにぶら下げているタグ「原発やめよう」を見とがめたようです。

今度は、10日ほど前の午後、やはり国会前。朝鮮半島危機の平和的解決を求める100人ばかりの集会の後、私が歩道を歩いていると、「今、茶色のバッグを背負った人が、そちらへ行きました」と警備の警官が無線連絡していました。通りがかりの人が「あなたのことらしいですよ」と教えてくれました。私が、「米朝講和条約で戦争を終わらせることこそ必要」と短いスピーチをしたので、眼をつけられたのでしょうか。

75歳の退職教員の私までマークされている？あまり気持ちのいいものではありません。

問題の「共謀罪」（テロ等組織犯罪準備罪）法案が、もし可決成立したら、どうなるのでしょうか。

私服警官が、国会前ではなく、自宅に訪ねてきて、「誰に会いましたか」「どこで会いましたか」「何を話

しましたか」などと訊いてくるでしょう。「そんなことをいう必要ないでしょう」と返せば、「いや、先日の会合で、集団座り込みをしようという話が出たという情報があります。これは組織的威力的業務妨害の共謀の疑いがあります」と言って、「ここではお邪魔でしょうから、本署まで来てください。そんなに時間はかかりませんから」と「任意同行」を求めてきます。

警察署へ行ったが最後、とことん油を搾られ、ふらふらになって帰宅する。こんなことがいつか日常化する。そんな気がします。

例えば――。原発被害の補償を求めて、電力会社や政府官庁に集団で交渉を申し込む。相手が門前払いを食らわせるなら、「責任者が出てくるまで玄関前に座り込もう」と相談。あるいは、どこかで、近隣の住民の反対を無視して違法、または迷惑工事が始まる。ダンプカーが土埃をあげ、掘削機械の音がうるさくて寝られない。「よし、工事道路にピケを張ろう」と相談する。などなど。こうしたことが、組織的威力的業務妨害の「共謀」になるかもしれません。工事道路を見に行けば、「準備行為」と見なされ、地域住民の主だった人たちが警察に呼ばれるでしょう。

ここで、そのうち2～3人が逮捕されれば、その人たちの自宅、会合が持たれた人の自宅が家宅捜索され、個人の手帳や日記、ファイル、パソコンなどが押収さ

れ、その情報は、警察署に長期保管されるわけです。

建前は、東京五輪に備えての「テロ」防止。「テロ」と聞けば、殺人、傷害、爆破などを連想しますが、「共謀罪法案」で取り締まりの対象としているのは、277もの「犯罪」なのです。組織的強要とか、組織的虚偽風説流布、公正証書原本不実記載など、これらがどのように、どの人々に適用されるか、素人にはおよそ想像もつかない「犯罪」の「共謀」と「準備行為」の疑いで、捜査官が私たちのプライバシーを侵し、場合によっては、逮捕や家宅捜索が行われるのです。

逆説のように聞こえますが、恐ろしいのは、「共謀」の事実を立証するのが難しいことです。議事録や録音テープといった物証がなければどうするか。①盗聴器を仕掛ける②捜査官が市民運動のメンバーを装って会合に潜入し、こっそり録音③運動グループの中に内通者をつくり、情報を取る。警察では「協力者」とかく「S」と呼んでいました（40年も前の話ですが）。「Sづくり」にはさまざまな方法があります。例えば、異性関係、多額の借金などを調べあげて弱みを握るとか。あるいは、④嘘の自白を強要すること。多くの冤罪事件はこうしてつくられました。

①～④のようなことは、これまでも「内偵」として、密かに行われていました。それが、「共謀罪」の捜査の名目で大手を振ってまかり通るようになる。「盗聴」や「密告奨励」、「自白強要」がまかり通る、まさに「警察国家」です。こんなことが横行すれば、暗い世の中になること、間違いありません。いつからそうなるか、これは分かりませんが、権力者は、いつでも必要だと思うときに、この手を使うことができます。

繰り返しになりますが、捜査当局は、疑いをかけた市民を必ずしも、逮捕、起訴、有罪にする必要はないのです。「ちょっと本署まで来てください」を断ったとき、何が待っているか、それを想像するだけで、普通の市民の多くは、「やっかいな運動にかかわりたくない」と思うでしょう。それこそ、民主主義の「死」だと思います。

わが国でも、その他「民主主義国家」を名乗る世界の諸国でも、「犯罪」は、実行されて初めて処罰の対象となります。実行行為以前に罪に問うことのできる、殺人予備罪、爆発物取締罰則などは、あくまで例外です。「共謀罪法案」は、例外を一般化してしまうもの、法体系を根底から掘り崩すもの。「民主主義」の基礎を破壊するものだと思います。

週明けには、衆議院本会議がひらかれます。あらゆる手段をつくして、手遅れにならないうちに葬り去るほかないと思います。

<コラム> 冤罪忘れるな！⑫

冤罪仕上げた大審院判決

1943年5月5日、27日、6月11日

大審院判決は、5日ポーリン、27日宮澤弘幸、11日ハロルドと続き、いずれも上告棄却による有罪確定とされた。適用法令は戦時刑事特別法第29条（上告の理由なきこと明白なりと認むるときは検事の意見を聴き弁論を経ずして判決を以て上告を棄却することを得）で、公判を開かず、いわば門前で「理由なき」と断じ、問答無用で打ち払う強権判決だった。



逆からいえば「理由なき」と断じなければ適用できない条文であり、同時に、この条文の適用以外に上告を棄却できる根拠もなかった。中でも宮澤弘幸の上告理由は挙証力においても論理性においても一審を覆すに十分であり、それは即、戦争遂行の妨げとなる。これは到底、国家権力の一翼を担う大審院として受け入れられる展開ではない。戦時法を盾に、冤罪となるのを承知で門前払いにしたのが司法の真相といえる。

◆ ◆ ◆
「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）
『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部＝冤罪の真相、第2部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】漫画家・小林よしのりさんの言動に注目し、「ゴーマニズム戦歴」（ベスト新書）「ザ・激論！」（毎日新聞出版）などを読みました。大東亜戦争肯定、東京裁判否定、天皇制・靖国神社護持、軍事力保持など、違和感もつ主張もありますが、TPP、原発等々を推進する安倍政権は従米ポチと徹底批判し、新自由主義・グローバリズムもクソミソ。4月27日には、岸井成格さんらジャーナリスト達と一緒に共謀罪反対記者会見にも出ました。右でも左でもなく純粋保守本流を自認する主張は、説得力があります。（福島 清）